

群馬県公安委員会告示第31号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定により、渋川市内の乗合自動車の停留所における一般旅客自動車運送事業用自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次表のとおり公示する。

令和8年9月1日

群馬県公安委員会

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所		停車又は駐車する旅客の運送の用に供する自動車の範囲	停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項
名称	所在地		
天竜橋	群馬県渋川市赤城町樽702番地	渋川市と契約を締結した一般旅客自動車運送事業者による一般乗合旅客自動車運送事業（道路運送法施行規則第3条の3第3号に規定する区域運行に限る。）の用に供する自動車（「しぶのり（Aエリア）」と称する。）に限る。	停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限るものとする。
鉱泉入口	群馬県渋川市赤城町三原田772番地1		
観音前	群馬県渋川市赤城町三原田618番地		
神社前	群馬県渋川市赤城町三原田492番地		
三原田	群馬県渋川市赤城町三原田915番地		
舞台上	群馬県渋川市赤城町上三原田283番地		
三原田小学校前	群馬県渋川市赤城町上三原田802番地		
角田接骨前	群馬県渋川市赤城町上三原田911番地		
南雲橋	群馬県渋川市赤城町溝呂木238番地		
溝呂木四ツ角	群馬県渋川市赤城町溝呂木816番地		
諏訪神社前	群馬県渋川市赤城町溝呂木937番地		
向橋	群馬県渋川市赤城町溝呂木969番地		
上宿	群馬県渋川市赤城町持柏木890番地		
持柏木	群馬県渋川市赤城町持柏木571番地		
下宿	群馬県渋川市赤城町持柏木238番地		
南柏木	群馬県渋川市赤城町持柏木129番地1		
唐沢	群馬県渋川市赤城町持柏木981番地7		
沖門	群馬県渋川市赤城町栄34番地1		
栄	群馬県渋川市赤城町栄504番地3		
栄分校前	群馬県渋川市赤城町栄952番地		
寺内橋	群馬県渋川市赤城町溝呂木801番地1		
赤城自然園	群馬県渋川市赤城町南赤城山2721番地5		
下三原田	群馬県渋川市赤城町三原田444番地		
上三原田	群馬県渋川市赤城町三原田410番地		
見立	群馬県渋川市赤城町見立49番地		
赤城地区住民センター前	群馬県渋川市赤城町滝沢174番地		
赤城幼稚園	群馬県渋川市赤城町勝保沢69番地		
寺内	群馬県渋川市赤城町勝保沢89番地		
前畑	群馬県渋川市赤城町勝保沢225番地		
中峰	群馬県渋川市赤城町勝保沢408番地		
西替戸	群馬県渋川市赤城町勝保沢638番地		
水上	群馬県渋川市赤城町勝保沢262番地		
勝保沢	群馬県渋川市赤城町北上野229番地		
赤城総合運動自然公園	群馬県渋川市赤城町北上野440番地1		